

宇部市女性人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各専門分野において見識や経験を有する女性の情報を適切に提供することができるよう、宇部市女性人材バンク(以下「女性人材バンク」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第2条 女性人材バンクに登録する者(以下「登録者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1)本市に在住、在勤又は在学する20歳以上の女性。
- (2)各専門分野において能力や経験を有し、男女共同参画の推進に資する活動を行う意欲がある者。

(登録の方法)

第3条 女性人材バンクへの登録は、本市各部署及び関係行政機関等の推薦を受けた者が、宇部市女性人材バンク登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)を市長に提出することにより行う。

(台帳の登録)

第4条 市長は、第3条の規定により提出された登録申込書の内容を宇部市女性人材バンク登録台帳(様式第2号。以下「登録台帳」という。)に登録する。

(登録台帳の管理)

第5条 市長は、登録台帳を市民環境部人権・男女共同参画推進課長(以下「管理者」という。)に管理させるものとする。

2 管理者は、登録台帳の個人情報の取扱いについては、厳重に管理しなければならない。

(登録情報の公開)

第6条 市長は、登録者の承諾した範囲について、宇部市ホームページにおいて公開することができる。

(登録情報の利用)

第7条 登録情報を利用しようとする者は、管理者に利用申込書(様式第3号)を提出するものとする。

2 管理者は、利用申込書の提出があった場合、登録者に連絡するものとする。

(登録の期間等)

第8条 登録台帳への登録の期間は、登録者から登録抹消届出書(様式第4号)により登録抹消の申出があった日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録者が第2条に定める要件を満たさなくなったときは、これを

職権で抹消することができる。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、文書により登録者に通知する。

(登録内容の変更等)

第9条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、登録申込書により行うものとする。

3 登録者が登録内容の変更又は削除を申し出たときは、市長は、速やかにこれを変更し、削除する。

4 前項に規定する場合のほか、市長は、情報が事実と反することが判明したときは、職権でこれを抹消することができる。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの庶務は、市民環境部人権・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。